



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目 次	次 例	
神戸市火災予防条例の一部を改正する条例 [消防局総務部庶務課]	3	神戸市公印規則により電子印を使用することができる文書の名称, 電子計算機に記録する公印の名称等 (自立支援医療受給者証ほか) [行財政局行政部庶務課] 10
神戸市立こうべ市歯科センター条例の一部を改正する条例 [保健福祉局健康部保健推進課]	3	地縁による団体についての告示事項の変更 (富士見が丘自治会) [市民参画推進局参画推進部地域力強化推進課] 11
神戸市ふれあいのまちづくり条例の一部を改正する条例 [保健福祉局総務部計画調整課]	4	地縁による団体についての告示事項の変更 (藤原台北町自治会) [市民参画推進局参画推進部地域力強化推進課] 12
規 則		地縁による団体についての告示事項の変更 (藤原台北町自治会) [市民参画推進局参画推進部地域力強化推進課] 12
神戸市消防本部組織規則の一部を改正する規則 [消防局総務部庶務課]	5	地縁による団体についての告示事項の変更 (藤原台北町自治会) [市民参画推進局参画推進部地域力強化推進課] 13
神戸市職員表彰規則の一部を改正する規則 [行財政局職員部人事課]	5	指定管理者の指定 (神戸市立こうべまちづくり会館) [都市計画総局計画部地域支援室] 14
神戸市立こうべ市歯科センター条例施行規則の一部を改正する規則 [保健福祉局健康部保健推進課]	6	神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の名称, 使用公印の名称等 (自立支援医療 (精神通院) 支給認定通知書ほか) [行財政局行政部庶務課] 14
神戸国際会議場条例施行規則の一部を改正する規則 [国際文化観光局文化観光部観光交流課]	6	結核予防法による指定及び指定を辞退した医療機関 [保健福祉局保健所予防衛生課] 14
神戸市看護大学条例施行規則の一部を改正する規則 [保健福祉局看護大学事務局総務課]	8	道路法による市道路線の認定, 廃止及び変更 (森北町7丁目10号線ほか) [建設局道路部管理課] 15
神戸市防災コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則 [消防局総務部庶務課]	8	道路法による自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の指定 (吹上2号線ほか) [建設局道路部管理課] 17
告 示		道路法による道路の区域の決定及びその供用開始 (谷上南町1号線ほか) [建設局道路部管理課] 18
道路法による市道路線の廃止 (港島9号線) [建設局道路部管理課]	9	道路法による道路の区域の変更及びその供用開始 (神戸三田線ほか) [建設局道路部管理課] 20
指定管理者の指定 (神戸市立こうべ市歯科センター) [保健福祉局健康部保健推進課]	9	道路法による市道路線の認定及び廃止について (平成17年4月告示第21号) の一部改正 [建設局道路部管理課] 20
神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の名称, 使用公印の名称等の件 (平成17年5月告示第151号) の一部改正 [行財政局行政部庶務課]	10	

道路法による道路の区域の変更及びその供用開始（友清 8 号線）	
[建設局道路部管理課]	21
道路法による道路の区域の変更及びその供用開始（押部谷村37号線）	
[建設局道路部管理課]	21
道路法による道路の区域の変更及びその供用開始（古郷第157号線ほか）	
[建設局道路部管理課]	21
動物園及び王子公園駐車場の供用時間の変更	
[建設局王子動物園]	23
動物園の使用料の免除	
[建設局王子動物園]	23
放置自転車等の撤去及び保管	
[建設局西建設事務所]	23
神戸港の臨港地区の分区の指定について（平成 5 年 3 月告示第364号）の一部改正	
[みなと総局技術部計画課]	24
公 告	
事業計画の変更の認可（小山特定土地区画整理事業）	
[都市計画総局区画整理部区画整理課]	25
建築基準法による道路の指定（神戸国際港都建設道路事業3 4 .90号松風北線）	
[都市計画総局建築指導部建築安全課]	25
特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（戸籍総合システムと住民基本台帳システムとの連携システム開発業務）	
[企画調整局情報企画部情報化推進課]	25
建築基準法による公開による意見の聴取（長田区宮丘町 1 丁目）	
[都市計画総局建築指導部安全対策室]	26
特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（介護保険システム（汎用コンピュータ）の改修業務）	
[保健福祉局高齢福祉部介護保険課]	27
建築協定書の提出及びその縦覧（神戸北町桂木 4 丁目地区建築協定）	
[都市計画総局建築指導部建築調整課]	27
特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（日立機械等借上げその 2 ）	
[行財政局財政部経理課]	29
保管施設等の敷地の譲受人の公募（中央区港島 6 丁目）	
[みなと総局振興部企業誘致課]	29
一般競争入札による特定調達契約の締結（神戸市中央卸売市場本場清掃業務）	
[行財政局財政部経理課]	30

開発行為に関する工事の完了（北区桂木 4 丁目）	[建設局総務部宅地開発指導課]	33
開発行為に関する工事の完了（西区平野町向井）	[建設局総務部宅地開発指導課]	34
道路事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの縦覧（中央幹線ほか）	[都市計画総局計画部計画課]	34
消 防 局		
防火対象物に対する措置命令	[消防局予防部査察課]	37
人 事 委 員 会		
昇任の選考に関する規則の一部を改正する規則	[人事委員会事務局任用課]	37
人事委員会の権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則	[人事委員会事務局任用課]	38
監 査 委 員		
監査公表	[監査事務局第 1 課]	38
監査公表	[監査事務局第 1 課]	39

条 例

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月20日

神戸市長 矢田立郎

神戸市条例第47号

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例

神戸市火災予防条例（昭和37年4月条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「，石綿」を削る。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

神戸市立こうべ市歯科センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月20日

神戸市長 矢田立郎

神戸市条例第48号

神戸市立こうべ市歯科センター条例の一部を改正する条例

神戸市立こうべ市歯科センター条例（平成16年3月条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（手数料）

第5条 歯科センターにおいて次の各号に掲げる書面の交付を受ける者は，各1通につき当該各号に定める額の手数料を当該交付の申請の際納付しなければならない。ただし，規則で定める特別の理由があるときは，後納することができる。

(1) 普通診断書 2,000円

(2) 特殊診断書 4,000円

(3) 証明書 1,000円

2 指定管理者は，規則で定める特別の理由があるときは，手数料を減額し，又は免除することができる。

3 既納の手数料は返還しない。ただし，規則で定める特別の理由があるときは，その全部又は一部を返還することができる。

第9条を第10条とする。

第8条第1項第3号中「使用料及び」を削り，「及び免除」を「，免除及び返還」に改め，同条を第9条とし，第7条を第8条とし，第6条を第7条とし，第5条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第6条 指定管理者に歯科センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させる。

2 歯科センターにおいて歯科治療等を受けた者は，健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年3月厚生省告示第54号）別表第2 歯科診療報酬点数表（以下「社会保険点数表」という。）に基づき算定した額（社会保険点数表に基づき算定できないものについては，実費相当額）の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。ただし，健康

保険法（大正11年法律第70号）その他の法令の規定により歯科治療等を受ける者に係る利用料金については、当該法令の定めるところによるものとする。

3 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

附則第1項中「附則第4項及び附則第5項」を「附則第3項及び附則第4項」に改め、附則中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、附則に次の3項を加える。

（指定管理者不在等期間における歯科センターの管理に関する業務）

5 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第4条第1項及び第2項、第5条第2項並びに第7条の規定の適用については、第4条第1項中「歯科センターの管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、同条第2項、第5条第2項及び第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

（指定管理者不在等期間の使用料）

6 市長は、指定管理者不在等期間においては、指定管理者不在等開始時の直前の第6条第2項に規定する利用料金の額を使用料として、同項に規定する者から徴収することができる。

7 前項の使用料は、指定管理者不在等開始時の直前の第6条第3項の基準により減額又は免除をすることができる。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

神戸市ふれあいのまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月22日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第49号

神戸市ふれあいのまちづくり条例の一部を改正する条例

神戸市ふれあいのまちづくり条例（平成2年3月条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表神戸市立渦森台地域福祉センターの項中「神戸市立渦森台地域福祉センター」を「神戸市立渦が森地域福祉センター」に改め、同表神戸市立野寄地域福祉センターの項中「神戸市立野寄地域福祉センター」を「神戸市立本山西地域福祉センター」に改め、同表神戸市立六甲山地域福祉センターの項中「西谷山」を「字西谷山」に改め、同表神戸市立旗塚地域福祉センターの項中「神戸市立旗塚地域福祉センター」を「神戸市立雲中地域福祉センター」に改め、同表神戸市立湊川多聞地域福祉センターの項中「神戸市立湊川多聞地域福祉センター」を「神戸市立橋地域福祉センター」に改め、同表神戸市立山の街地域福祉センターの項中「神戸市立山の街地域福祉センター」を「神戸市立箕谷地域福祉センター」に改め、同表神戸市立西代地域福祉センターの項中「神戸市立西代地域福祉センター」を「神戸市立長田庄山地域福祉センター」に改め、同表神戸市立長楽地域福祉センターの項中「野田町6丁目1番24号」を「海運町7丁目1番23号」に改め、同表神戸市立松風南地域福祉センターの項中「神戸市立松風南地域福祉センター」を「神戸市立南須磨地域福祉センター」に改め、同表神戸市立学園地域福祉センターの項中「神戸市立学園地域福祉センター」を「神戸市立学園西町地域福祉センター」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(老人いこいの家条例の一部改正)

- 2 神戸市立老人いこいの家条例(昭和44年6月条例第29号)の一部を次のように改正する。
別表神戸市立長楽老人いこいの家の項を削る。

規 則

神戸市消防本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月20日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第64号

神戸市消防本部組織規則の一部を改正する規則

神戸市消防本部組織規則(昭和38年12月規則第68号)の一部を次のように改正する。

第3条総務部施設課通信系の項に次の1号を加える。

- (5) 新管制システムの開発及びこれに伴う関係機関との調整に関すること。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

神戸市職員表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月20日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第65号

神戸市職員表彰規則の一部を改正する規則

神戸市職員表彰規則(昭和45年10月規則第95号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この規則は、勤務成績の優良な職員その他の職員を表彰することにより、職員の勤務意欲の向上及び業務の能率の増進を図ることを目的とする。

第2条中「職員とは」を「職員」とはに、「校長及び教員並びに消防職員を除いた」を「教職員及び消防職員以外の」に改める。

第3条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号及び第2号中「勤続し」を「勤務し」に改め、同条第3号及び第4号中「あつた」を「あった」に改める。

第4条第1項中「又は記念品料」を削り、「これを行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「よつて」を「よって」に改める。

第5条中「、第3条各号に定める種類ごとに」を削り、「行なう」を「行う」に、「同条第4号」を「第3条第3号及び第4号」に改め、同条の次に次の1号を加える。

(施行細目の委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市立こうべ市歯科センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月20日

神戸市長 矢田 立郎

神戸市規則第66号

神戸市立こうべ市歯科センター条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立こうべ市歯科センター条例施行規則（平成16年3月規則第60号）の一部を次のように改正する。

第7条を第9条とし、第4条から第6条までを2条ずつ繰り下げる。

第3条中「第8条第3項」を「第9条第3項」に改め、同条を第5条とする。

第2条の見出しを「(手数料の減免理由)」に改め、同条第1号を削り、同条第2号中「生活保護法」を「手数料を納付すべき者が生活保護法」に、「が手数料を納付する」を「である」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とし、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（手数料の返還）

第4条 条例第5条第3項ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、指定管理者が特に必要があると認めるときとする。

第1条の次に次の1条を加える。

（手数料の後納）

第2条 条例第5条第1項ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、条例第4条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）が特に必要があると認めるときとする。

附則第1項中「附則第3項」を「附則第2項」に改め、附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とし、附則に次の2項を加える。

（指定管理者不在等期間における歯科センターの管理に関する業務）

3 条例附則第5項に規定する指定管理者不在等期間における第2条、第3条第2号、第4条、第6条第2項並びに第7条第1項第3号及び第2項の規定の適用については、第2条中「条例第4条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第3条第2号、第4条、第6条第2項並びに第7条第1項第3号及び第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

4 条例附則第5項に規定する指定管理者不在等期間における歯科センターの使用については、神戸市立こうべ市歯科センター条例施行規則の一部を改正する規則（平成18年3月規則第66号）による改正前の神戸市立こうべ市歯科センター条例施行規則第2条（第2号を除く。）の規定の例による。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

神戸国際会議場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月20日

神戸市長 矢田 立郎

神戸市規則第67号

神戸国際会議場条例施行規則の一部を改正する規則

神戸国際会議場条例施行規則（昭和56年2月規則第110号）の一部を次のように改正する。

第2条から第6条までを削る。

第7条第3号中「施設等」を「神戸国際会議場の施設又はその附属設備（以下「施設等」という。）」に改め、同条第8号中「市長」を「条例第5条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」に改め、同条を第2条とする。

第8条から第10条までを削り、第11条を第3条とする。

第12条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第4条とする。

第13条第1項第2号、第2項及び第3項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とし、第14条を第6条とする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

（指定管理者不在等期間における神戸国際会議場の管理に関する業務）

2 条例附則第2項に規定する指定管理者不在等期間における第2条第8号、第4条第2項並びに第5条第1項第2号、第2項及び第3項の規定の適用については、第2条第8号中「条例第5条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第4条第2項並びに第5条第1項第2号、第2項及び第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3 条例附則第2項に規定する指定管理者不在等期間における神戸国際会議場の使用については、神戸国際会議場条例施行規則の一部を改正する規則（平成18年3月規則第67号）による改正前の神戸国際会議場条例施行規則第2条から第5条まで並びに様式第1号及び様式第2号の規定の例による。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

神戸国際展示場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月20日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第68号

神戸国際展示場条例施行規則の一部を改正する規則

神戸国際展示場条例施行規則（昭和56年1月規則第104号）の一部を次のように改正する。

第2条から第8条までを削る。

第9条第3号中「施設等」を「神戸国際展示場の施設又はその附属設備（以下「施設等」という。）」に改め、同条第8号中「市長」を「条例第5条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」に改め、同条を第2条とする。

第10条から第12条までを削る。

第13条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第3条とする。

第14条第1項第2号及び第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（3号館の供用を開始する日）

第5条 神戸国際展示場の3号館の供用を開始する日は、平成18年5月1日とする。

第15条を第6条とする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(指定管理者不在等期間における神戸国際展示場の管理に関する業務)

- 2 条例附則第2項に規定する指定管理者不在等期間における第2条第8号、第3条第2項並びに第4条第1項第2号及び第2項の規定の適用については、第2条第8号中「条例第5条第1項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)」とあるのは「市長」と、第3条第2項並びに第4条第1項第2号及び第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。
- 3 条例附則第2項に規定する指定管理者不在等期間における神戸国際展示場の使用については、神戸国際展示場条例施行規則の一部を改正する規則(平成18年3月規則第68号)による改正前の神戸国際展示場条例施行規則第2条から第5条まで及び第7条並びに様式第1号及び様式第2号の規定の例による。

別表を削る。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

神戸市看護大学条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月22日

神戸市長 矢田立郎

神戸市規則第69号

神戸市看護大学条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市看護大学条例施行規則(平成7年12月規則第66号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表を次のように改める。

課 程	入 学 定 員	収 容 定 員
博士課程(前期)	15人	30人
博士課程(後期)	3人	9人

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

神戸市防災コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月23日

神戸市長 矢田立郎

神戸市規則第76号

神戸市防災コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市防災コミュニティセンター条例施行規則(平成2年4月規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条第2号中「市長」を「条例第21条第1項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)」に改め、同条を第3条とする。

第5条第1項第2号から第4号までの規定中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項を削り、同条を第4条とする。

第6条第1項第1号中「使用者」を「条例第5条第1項の許可(以下「使用許可」という。)を受けた者(以下「使用者」という。)」に改め、同項第2号から第5号までの規定中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項を削り、同条を第5条とする。

第7条第9号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第8条及び第9条を削る。

第10条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第11条第1項第3号中「市長」を「指定管理者」に、「センター」を「神戸市防災コミュニティセンター（以下「センター」という。）」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第8条とし、第12条を第9条とする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(指定管理者不在等期間におけるセンターの管理に関する業務)

2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第3条第2号、第4条第2号から第4号まで、第5条第2号から第5号まで、第6条第9号、第7条第2項並びに第8条第1項第3号及び第2項の規定の適用については、第3条第2号中「条例第21条第1項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第4条第2号から第4号まで、第5条第2号から第5号まで、第6条第9号、第7条第2項並びに第8条第1項第3号及び第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3 指定管理者不在等期間におけるセンターの使用については、神戸市防災コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則（平成18年3月規則第76号）による改正前の神戸市防災コミュニティセンター条例施行規則第2条、第5条第2項及び第6条第2項並びに様式第1号から様式第4号までの規定の例による。

様式第1号から様式第4号までを削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

告 示

神戸市告示第619号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定により、市道路線を次のように廃止する。
その関係図面は、神戸市建設局道路部管理課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成18年3月17日

神戸市長 矢 田 立 郎

廃止する市道路線

路 線 名	起 点	終 点
港島9号線	神戸市中央区港島中町6丁目16番地先	神戸市中央区港島中町6丁目11番2地先

神戸市告示第620号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年3月20日

神戸市長 矢田 立郎

- 1 公の施設
神戸市立こうべ市歯科センター
- 2 指定管理者
神戸市中央区山本通5丁目7番17号
社団法人神戸市歯科医師会
理事 西條 晃
- 3 指定期間
平成18年4月1日から平成22年3月31日まで

神戸市告示第621号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第7条第1項の規定により印影等を印刷することができる文書の名称，使用公印の名称，様式及び書体並びに印影等の寸法の件（平成17年5月告示第151号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月20日

神戸市長 矢田 立郎

表文書名の項中「市民税・県民税 配当割額控除額 株式等譲渡所得割額控除額 決定通知書」を「市民税・県民税税額通知書（配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額分）」に改める。

神戸市告示第622号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第8条第1項の規定により電子印を使用することができる文書の名称，電子計算機に記録する公印の名称，様式及び書体並びに印影等の寸法を，同条第2項の規定により，次のとおり告示する。

平成18年3月20日

神戸市長 矢田 立郎

電子印を使用する文書名	電子計算機に記録する公印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名称	様式	書体	
自立支援医療受給者証	行政機関の長の印	62	れい書	方15
自立支援医療支給認定通知書	行政機関の長の印	62	れい書	方15
自立支援医療支給認定申請却下通知書	行政機関の長の印	62	れい書	方15
自立支援医療支給認定取消通知書	行政機関の長の印	62	れい書	方15
受給者証（障害福祉サービス）	行政機関の長の印	62	れい書	方15
受給者証（施設訓練等支援費）	行政機関の長の印	62	れい書	方15
介護給付費・訓練等給付費 支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書	行政機関の長の印	62	れい書	方15
施設訓練等支援費 支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書	行政機関の長の印	62	れい書	方15
却下決定通知書（介護給付費・訓練等給付費）	行政機関の長の印	62	れい書	方15

却下決定通知書（施設訓練等支援費）	行政機関の長の印	62	れい書	方15
支給量等変更 不承認通知書	行政機関の長の印	62	れい書	方15
介護給付費・訓練等給付費 利用者負担額減額・免除等 不承認通知書	行政機関の長の印	62	れい書	方15
施設訓練等支援費 利用者負担額減額・免除等 不承認通知書	行政機関の長の印	62	れい書	方15
特例介護給付費・特例訓練等給付費支給（不支給）決定通知書	行政機関の長の印	62	れい書	方15
介護給付費・訓練等給付費 支給量等変更決定通知書	行政機関の長の印	62	れい書	方15
施設訓練等支援費 障害程度区分等変更決定通知書	行政機関の長の印	62	れい書	方15
施設訓練等支援費 障害程度区分変更 不承認通知書	行政機関の長の印	62	れい書	方15
介護給付費・訓練等給付費 利用者負担額減額・免除等変更決定通知書	行政機関の長の印	62	れい書	方15
施設訓練等支援費 利用者負担額減額・免除等変更決定通知書	行政機関の長の印	62	れい書	方15
介護給付費・訓練等給付費 支給決定取消通知書	行政機関の長の印	62	れい書	方15
施設訓練等支援費 支給決定取消通知書	行政機関の長の印	62	れい書	方15

神戸市告示第623号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成18年 3月20日

神戸市長 矢田 立郎

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称
富士見が丘自治会
- (2) 事務所
神戸市西区富士見が丘3丁目4番地の17
- (3) 代表者の氏名
高坂 勇雄
- (4) 代表者の住所
神戸市西区富士見が丘3丁目4番地の17

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 事務所
「神戸市西区富士見が丘3丁目7番地の1」を「神戸市西区富士見が丘3丁目4番地の17」に改める。

(2) 代表者の氏名

「森田 英嗣」を「高坂 勇雄」に改める。

(3) 代表者の住所

「神戸市西区富士見が丘3丁目7番地の1」を「神戸市西区富士見が丘3丁目4番地の17」に改める。

3 変更年月日

平成17年12月11日

神戸市告示第624号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月22日

神戸市長 矢田 立郎

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

藤原台北町自治会

(2) 事務所

神戸市北区藤原台北町2丁目8番1号

(3) 代表者の氏名

今村 昌博

(4) 代表者の住所

神戸市北区藤原台北町6丁目6番9号

2 変更があった事項及びその内容

(1) 事務所

「神戸市北区藤原台北町4丁目6番12号」を「神戸市北区藤原台北町2丁目8番1号」に改める。

(2) 代表者の氏名

「矢野 清和」を「今村 昌博」に改める。

(3) 代表者の住所

「神戸市北区藤原台北町4丁目6番12号」を「神戸市北区藤原台北町6丁目6番9号」に改める。

3 変更年月日

平成9年4月6日

神戸市告示第625号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月22日

神戸市長 矢田 立郎

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称
藤原台北町自治会
- (2) 事務所
神戸市北区藤原台北町2丁目8番1号
- (3) 代表者の氏名
吉田 二郎
- (4) 代表者の住所
神戸市北区藤原台北町3丁目12番15号

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名
「今村 昌博」を「吉田 二郎」に改める。
- (2) 代表者の住所
「神戸市北区藤原台北町6丁目6番9号」を「神戸市北区藤原台北町3丁目12番15号」に改める。

3 変更の年月日

平成16年4月4日

神戸市告示第626号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月22日

神戸市長 矢田 立郎

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称
藤原台北町自治会
- (2) 事務所
神戸市北区藤原台北町2丁目8番1号
- (3) 代表者の氏名
中谷 正博
- (4) 代表者の住所
神戸市北区藤原台北町6丁目6番13号

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名
「吉田 二郎」を「中谷 正博」に改める。
- (2) 代表者の住所
「神戸市北区藤原台北町3丁目12番15号」を「神戸市北区藤原台北町6丁目6番13号」に改める。

3 変更の年月日

平成17年4月3日

神戸市告示第644号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年3月23日

神戸市長 矢田 立郎

- 1 公の施設
神戸市中央区元町通4丁目2番14号
神戸市立こうべまちづくり会館
- 2 指定管理者
神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号
財団法人神戸市都市整備公社
理事長 鶴来 紘一
- 3 指定期間
平成18年4月1日から平成22年3月31日まで

神戸市告示第645号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第7条第1項の規定により印影等を印刷することができる文書の名称，使用公印の名称，様式及び書体並びに印影等の寸法を，同条第2項の規定により，次のとおり告示する。

平成18年3月23日

神戸市長 矢田 立郎

文 書 名	使 用 公 印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様 式	書 体	
自立支援医療（精神通院）支給認定通知書	市長の印	2	れい書	方15
自立支援医療受給者証	市長の印	2	れい書	方15

神戸市告示第1号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により指定した医療機関及び同条第4項の規定により指定を辞退した医療機関は，次のとおりであるので，結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5の規定により告示します。

平成18年4月4日

神戸市長 矢田 立郎

1 指定医療機関

指定日	名 称	開 設 者	所 在 地
平成18年 2月1日	医) 社団 国広医院	医) 社団 国弘病院 理事長 國 廣 倫 生	神戸市西区押部谷町栄223
平成18年 2月1日	福永医院	福 永 鴻 群	神戸市兵庫区中道通7 1 3 オアシスコート大開1F
平成18年 2月1日	医) 社団 前田呼吸器科 クリニック	医) 社団 前田呼吸器科ク リニック 理事長 前 田 均	神戸市中央区磯辺通3丁目 2 - 11

2 指定を辞退した医療機関

辞退日	名称	開設者	所在地
平成17年 11月30日	エール調剤薬局	(株)川崎薬局 代表取締役 川崎 博之	神戸市中央区中町通4丁目 2-11 1F
平成18年 1月1日	サフラン調剤薬局	(株)アイメディクス	神戸市兵庫区御崎本町3丁目 2-12
平成18年 1月31日	大幸医院	大 幸 四 郎	神戸市東灘区本山南町1丁目 4-29
平成18年 1月31日	国広医院	國 廣 倫 生	神戸市西区押部谷町栄223
平成18年 1月31日	前田呼吸器科クリニック	前 田 均	神戸市中央区磯辺通3丁目 2-11
平成18年 1月31日	下山外科医院	下 山 清 太	神戸市東灘区深江北町1丁目 13-15
平成18年 1月31日	六甲アイランドグローバル薬局	(有)グローバル薬局	神戸市東灘区向洋町中2丁目 13

神戸市告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条の規定により，市道路線を次のように認定し，廃止し，及び変更する。

その関係図面は，神戸市建設局道路部管理課に備え置いて，一般の縦覧に供する。

平成18年4月4日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 認定する市道路線

路線名	起 点	終 点
森北町7丁目10号線	神戸市東灘区森北町7丁目10番24地先	神戸市東灘区森北町7丁目10番25地先
大池97号線	神戸市北区有野町唐櫃字西山田3285番11地先	神戸市北区有野町唐櫃字西山田3285番5地先
菖蒲が丘47号線	神戸市北区菖蒲が丘1丁目534番69地先	神戸市北区菖蒲が丘1丁目534番98地先
菖蒲が丘48号線	神戸市北区菖蒲が丘1丁目534番72地先	神戸市北区菖蒲が丘1丁目534番85地先
新長田駅北5号線	神戸市長田区松野通3丁目2番17地先	神戸市長田区松野通3丁目2番28地先
桃山台113号線	神戸市垂水区下畑町字嶽ヶ山1380番21地先	神戸市垂水区下畑町字小川1400番18地先
多聞114号線	神戸市垂水区清水が丘3丁目59番63地先	神戸市垂水区清水が丘3丁目59番63地先
出合6号線	神戸市西区玉津町出合字辰間ヶ坪258番10地先	神戸市西区玉津町出合字辰間ヶ坪258番12地先
北山台1号線	神戸市西区北山台2丁目566番979地先	神戸市西区北山台1丁目566番1940地先
北山台2号線	神戸市西区北山台1丁目566番2059地先	神戸市西区北山台1丁目566番2012地先
北山台3号線	神戸市西区北山台1丁目566番2041地先	神戸市西区北山台1丁目566番2029地先
森友31号線	神戸市西区森友1丁目189番	神戸市西区玉津町吉田字足田494番1地先
押部木津28号線	神戸市西区押部谷町木津字平山1530番26地先	神戸市西区押部谷町木津字紫微嶺谷1612番1地先
押部木津29号線	神戸市西区押部谷町木津字笹山1562番3地先	神戸市西区押部谷町木津字地蔵西1614番43地先
押部木津30号線	神戸市西区押部谷町木津字平山1530番地先	神戸市西区押部谷町木津字平山1530番9地先
押部木津31号線	神戸市西区押部谷町木津字地蔵西1614番2地先	神戸市西区押部谷町木津字地蔵西1614番39地先
錦が丘5号線	神戸市西区玉津町新方字大東14番109地先	神戸市西区玉津町新方字大東14番21地先
森南22号線	神戸市東灘区森南町2丁目606番地先	神戸市東灘区森南町2丁目761番地先
森南23号線	神戸市東灘区森南町2丁目634番地先	神戸市東灘区森南町2丁目587番地先
森南24号線	神戸市東灘区森南町2丁目710番地先	神戸市東灘区森南町2丁目666番地先
森南25号線	神戸市東灘区森南町2丁目759番地先	神戸市東灘区森南町2丁目698番地先
森南26号線	神戸市東灘区森南町2丁目741番地先	神戸市東灘区森南町2丁目736番地先
森南27号線	神戸市東灘区森南町2丁目510番地先	神戸市東灘区森南町2丁目751番地先
明司ヶ谷1号線	神戸市北区八多町屏風字藤ヶ生1600番地先	神戸市北区八多町屏風字明司ヶ谷1682番地先
明司ヶ谷2号線	神戸市北区八多町屏風字藤ヶ生1618番地先	神戸市北区八多町屏風字藤ヶ生1637番地先

明司ヶ谷3号線	神戸市北区八多町深谷字明寺ヶ谷1430番地先	神戸市北区八多町屏風字明司ヶ谷1649番地先
明司ヶ谷4号線	神戸市北区八多町屏風字明司ヶ谷1673番地先	神戸市北区八多町屏風字明司ヶ谷1671番地先
木幡20号線	神戸市西区押部谷町木幡字上松原504番地先	神戸市西区押部谷町木幡字下松原530番地先
木幡21号線	神戸市西区押部谷町木幡字下松原545番地先	神戸市西区押部谷町木幡字下松原548番地先
木幡22号線	神戸市西区押部谷町木幡字宮ノ本576番地先	神戸市西区押部谷町木幡字宮ノ本587番地先
木幡23号線	神戸市西区押部谷町木幡字宮ノ本588番地先	神戸市西区押部谷町木幡字宮ノ本594番地先
木幡24号線	神戸市西区押部谷町木幡字宮ノ本594番地先	神戸市西区押部谷町木幡字宮ノ本558番地先
木幡25号線	神戸市西区押部谷町木幡字宮ノ本558番	神戸市西区押部谷町木幡字宮ノ本555番地先
岩岡27号線	神戸市西区岩岡町岩岡字中島1259番1地先	神戸市西区岩岡町岩岡字中島1300番1地先
岩岡28号線	神戸市西区岩岡町岩岡字中島1239番1地先	神戸市西区岩岡町岩岡字中島1200番5地先
岩岡29号線	神戸市西区岩岡町岩岡字中島1354番1	神戸市西区岩岡町岩岡字中島1356番1
岩岡30号線	神戸市西区岩岡町岩岡字中筋1457番1地先	神戸市西区岩岡町岩岡字中島1244番2地先
岩岡31号線	神戸市西区岩岡町岩岡字中島1357番地先	神戸市西区岩岡町岩岡字中筋1472番3地先
岩岡32号線	神戸市西区岩岡町岩岡字中筋1703番1地先	神戸市西区岩岡町岩岡字中筋1708番36地先
岩岡33号線	神戸市西区岩岡町岩岡字中筋1505番地先	神戸市西区岩岡町岩岡字中筋1525番5地先
岩岡34号線	神戸市西区岩岡町岩岡字上之場1733番地先	神戸市西区神出町宝勢字大道池尻1163番3地先
岩岡35号線	神戸市西区岩岡町岩岡字北場33番2地先	神戸市西区岩岡町岩岡字上之場1749番地先
岩岡36号線	神戸市西区岩岡町岩岡字中筋1574番1地先	神戸市西区岩岡町岩岡字中筋1580番4地先
岩岡37号線	神戸市西区岩岡町岩岡字上之場1835番	神戸市西区岩岡町岩岡字上之場1841番地先
岩岡38号線	神戸市西区岩岡町岩岡字上之場1772番1地先	神戸市西区岩岡町岩岡字上之場1796番6地先
岩岡39号線	神戸市西区神出町宝勢字大道池尻1162番1地先	神戸市西区岩岡町岩岡字上之場1851番地先
岩岡40号線	神戸市西区岩岡町岩岡字中筋1598番1地先	神戸市西区岩岡町岩岡字中筋1651番
岩岡41号線	神戸市西区岩岡町岩岡字上之場1835番地先	神戸市西区岩岡町岩岡字中筋1622番1地先
岩岡42号線	神戸市西区岩岡町岩岡字中筋1570番1地先	神戸市西区岩岡町岩岡字上之場1809番20地先
岩岡43号線	神戸市西区岩岡町岩岡字上之場1830番1	神戸市西区岩岡町岩岡字上之場1821番2
岩岡44号線	神戸市西区岩岡町岩岡字上之場1832番1地先	神戸市西区岩岡町岩岡字上之場1821番2地先
岩岡45号線	神戸市西区岩岡町岩岡字中筋1504番2地先	神戸市西区岩岡町岩岡字中筋1547番地先
魚崎西町30号線	神戸市東灘区魚崎西町4丁目276番1地先	神戸市東灘区魚崎西町4丁目283番地先
葦台北184号線	神戸市中央区国香通7丁目304番地先	神戸市中央区神若通7丁目313番地先
葦台南151号線	神戸市中央区若菜通6丁目303番地先	神戸市中央区若菜通6丁目304番地先
前開43号線	神戸市西区伊川谷町前開字貝谷1884番24	神戸市西区伊川谷町前開字貝谷1817番2地先
前開44号線	神戸市西区伊川谷町前開字貝谷1884番30地先	神戸市西区伊川谷町前開字貝谷1843番3地先
前開45号線	神戸市西区伊川谷町前開字貝谷1848番1地先	神戸市西区伊川谷町前開字貝谷1844番1地先
室谷9号線	神戸市西区伊川谷町前開字室谷1361番1地先	神戸市西区伊川谷町井吹字花折1179番1
室谷10号線	神戸市西区伊川谷町前開字室谷1357番4地先	神戸市西区伊川谷町前開字室谷1361番3地先
室谷11号線	神戸市西区伊川谷町前開字室谷1363番37地先	神戸市西区伊川谷町前開字室谷1363番3地先
室谷12号線	神戸市西区伊川谷町前開字室谷1346番2地先	神戸市西区伊川谷町前開字室谷1363番26地先
吹上1号線	神戸市西区伊川谷町井吹字花折1179番1	神戸市西区伊川谷町井吹字花折1149番2
吹上2号線	神戸市西区伊川谷町井吹字登り立910番29	神戸市西区井吹台東町4丁目17番7地先
井吹13号線	神戸市西区伊川谷町井吹字栗木谷1518番地先	神戸市西区井吹台東町2丁目17番地先
永井谷1号線	神戸市西区伊川谷町井吹字小池谷575番	神戸市西区伊川谷町井吹字小池谷649番
久留主谷川右岸線	神戸市西区伊川谷町前開字久留主谷1118番1地先	神戸市西区伊川谷町前開字鼠谷1186番9地先
学園東町64号線	神戸市垂水区神和台3丁目16番13地先	神戸市西区学園東町7丁目217番15の2の8
学園緑道22号線	神戸市西区学園東町7丁目219番2地先	神戸市西区学園東町7丁目219番
小寺19号線	神戸市西区学園西町6丁目4番地先	神戸市西区学園西町6丁目9番地先

2 廃止する市道路線

路線名	起 点	終 点
六甲村468号線	神戸市灘区篠原伯母野山町3丁目981番14地先	神戸市灘区篠原伯母野山町3丁目981番28地先
生田北45号線	神戸市中央区中山手通2丁目24番7地先	神戸市中央区中山手通2丁目24番1地先
長田里57号線	長田区長田天神町6丁目4番47地先	長田区長田天神町6丁目4番47地先
神出里623号線	神戸市西区神出町東字沼谷1262番地先	神戸市西区神出町東字沼谷1255番地先
神出里625号線	神戸市西区神出町東字沼谷1262番地先	神戸市西区神出町東字沼谷1257番地先
玉津里113号線	神戸市西区玉津町今津字實来517番3地先	神戸市西区玉津町高津橋字岡422番1地先
樋谷村合併第80号線	神戸市西区樋谷町池谷字光松317番2地先	神戸市西区樋谷町池谷字光松317番2地先
樋谷村合併第83号線	神戸市西区樋谷町池谷字山ノ谷228番66地先	神戸市西区樋谷町池谷字山ノ谷311番11地先

榎谷村合併第101号線	神戸市西区榎谷町池谷字城ヶ谷145番22地先	神戸市西区榎谷町池谷字大谷50番45地先
古郷第207号線	神戸市西区岩岡町古郷字福吉西1527番3地先	神戸市西区岩岡町古郷字福吉西1536番3地先
生田川左岸線	神戸市中央区北本町通6丁目306番	神戸市中央区熊内町4丁目408番
板宿大手方面第124号線	神戸市須磨区大手字稲荷尾1番29地先	神戸市須磨区大手字大谷3番9地先
下畑36号線	神戸市垂水区桃山台1丁目1877番5	神戸市垂水区桃山台1丁目1877番5
名谷中山30号線	神戸市垂水区小束山2丁目2178番1	神戸市垂水区名谷町字湯屋谷2178番71地先
八幡40号線	神戸市灘区桜口町4丁目15番1地先	神戸市灘区桜口町4丁目1番1地先
八幡40号線 - 1	神戸市灘区桜口町5丁目14番1地先	神戸市灘区桜口町5丁目1番15地先
八多里492号線	神戸市北区八多町中字ふけ66番1地先	神戸市北区八多町中字下ノウテ145番3地先
長尾里89号線	神戸市北区長尾町宅原字岡堂1473番3地先	神戸市北区長尾町宅原字天神辻2877番2地先
長尾里111号線	神戸市北区長尾町宅原字数合854番1地先	神戸市北区長尾町宅原字数合850番2地先
長尾里186号線	神戸市北区長尾町宅原字天神950番2地先	神戸市北区長尾町宅原字天神905番2地先
長尾里272号線	神戸市北区長尾町宅原字数合823番2地先	神戸市北区長尾町宅原字上天神886番5地先
長尾里273号線	神戸市北区長尾町宅原字岡堂1457番2地先	神戸市北区長尾町宅原字岡堂1457番2地先
大池4号線	神戸市北区西大池2丁目9番4地先	神戸市北区西大池2丁目1番8地先
大池6号線	神戸市北区西大池2丁目1番	神戸市北区西大池2丁目9番1
大池7号線	神戸市北区西大池2丁目1番	神戸市北区西大池2丁目1番
大池8号線	神戸市北区西大池2丁目1番	神戸市北区西大池2丁目9番1
大池9号線	神戸市北区西大池2丁目1番	神戸市北区西大池2丁目1番
山田里3号線	神戸市北区西大池2丁目15番1地先	神戸市北区西大池2丁目10番1地先
山田里934号	神戸市北区西大池2丁目12番28地先	神戸市北区西大池2丁目12番28地先
山田里935号線	神戸市北区西大池2丁目1番地先	神戸市北区西大池2丁目1番地先
山田里821号線	神戸市北区山田町小河字池ノ内10番2の13地先	神戸市北区山田町小河字池ノ内2番4地先
押部谷里7号線	神戸市西区押部谷町木津字紫微嶺谷1584番地先	神戸市西区押部谷町木津字紫微嶺谷1584番9地先
押部谷里8号線	神戸市西区押部谷町木津字紫微嶺谷1584番1地先	神戸市西区押部谷町木津字紫微嶺谷1584番1地先
押部谷里9号線	神戸市西区押部谷町木津字平山1530番地先	神戸市西区押部谷町木津字紫微嶺谷1584番3地先
押部谷里28号線	神戸市西区押部谷町木津字平山1530番地先	神戸市西区押部谷町木津字平山1530番3地先
押部谷里35号線	神戸市西区押部谷町木津字平山1530番3地先	神戸市西区押部谷町木津字紫微嶺谷1599番3地先
押部谷里45号線	神戸市西区押部谷町木津字笹山1543番地先	神戸市西区押部谷町木津字笹山1562番1地先
押部谷里72号線	神戸市西区押部谷町木津字笹山1540番地先	神戸市西区押部谷町木津字地蔵西1614番9地先
押部谷里74号線	神戸市西区押部谷町木津字地蔵西1614番9地先	神戸市西区押部谷町木津字地蔵西1614番1地先

神戸国際港都建設事業森南第三地区地区震災復興土地地区画整理事業の施行地区内の従前の市道路線。ただし、本庄本山線及び深江幹線を除く。

3 変更する市道路線

路線名	新旧別	起点	終点
山田淡河線	新	神戸市北区山田町上谷上字奥山1番2地先	神戸市北区淡河町中山字東前田446番5地先
	旧	神戸市北区山田町上谷上字奥山1番2地先	神戸市北区淡河町中山字西片木476番地先

神戸市告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の7第2項の規定により、次の市道の全区間をもつぱら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路に指定するので、同条第5項の規定により告示する。

平成18年4月4日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田立郎

1 指定する道路の路線名

吹上2号線，井吹13号線，永井谷1号線，学園緑道22号線

2 指定する期日

平成18年4月4日

神戸市告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、平成18年4月5日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路部管理課に備え置いて、平成18年4月18日まで一般の縦覧に供する。

平成18年4月4日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田立郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	谷上南町1号線	神戸市北区谷上南町5番4地先から 神戸市北区谷上西町28番まで	1,091.30	最大 54.00 最小 9.00
	谷上南町2号線	神戸市北区谷上南町20番1地先から 神戸市北区谷上南町8番1地先まで	390.90	6.00
	谷上南町3号線	神戸市北区谷上南町18番5地先から 神戸市北区谷上南町8番4地先まで	761.40	6.00
	谷上南町4号線	神戸市北区谷上南町5番3地先から 神戸市北区谷上南町28番2地先まで	487.10	最大 25.00 最小 6.00
	谷上南町5号線	神戸市北区谷上南町15番2地先から 神戸市北区谷上南町10番1地先まで	60.00	6.00
	谷上南町6号線	神戸市北区谷上南町20番4地先から 神戸市北区谷上南町19番10地先まで	27.60	6.00
	谷上南町7号線	神戸市北区谷上南町19番3地先から 神戸市北区谷上南町18番2地先まで	29.80	4.00
	谷上南町8号線	神戸市北区谷上南町16番9地先から 神戸市北区谷上南町17番地先まで	29.90	4.00
	谷上南町9号線	神戸市北区谷上南町10番8地先から 神戸市北区谷上南町9番18地先まで	29.90	4.00
	谷上南町10号線	神戸市北区谷上南町6番11地先から 神戸市北区谷上南町7番1地先まで	29.90	6.00
	谷上南町11号線	神戸市北区谷上南町3番11地先から 神戸市北区谷上南町96番地先まで	39.70	最大 5.00 最小 4.00
	谷上南町13号線	神戸市北区谷上南町14番2地先から 神戸市北区谷上南町22番5地先まで	194.40	最大 8.50 最小 4.00
	谷上南町14号線	神戸市北区谷上南町25番1地先から 神戸市北区谷上南町24番2地先まで	226.70	最大 9.00 最小 5.00
	谷上南町15号線	神戸市北区谷上南町13番2地先から 神戸市北区谷上南町14番1地先まで	17.60	4.00
	谷上南町16号線	神戸市北区谷上南町5番4地先から 神戸市北区谷上南町12番地先まで	24.40	4.00
	谷上東町1号線	神戸市北区谷上東町26番2地先から 神戸市北区谷上東町27番2地先まで	55.10	最大 6.00 最小 4.50
	谷上東町2号線	神戸市北区谷上東町26番2地先から 神戸市北区谷上東町27番1地先まで	97.10	4.50
	谷上東町3号線	神戸市北区谷上東町77番から 神戸市北区谷上東町30番5地先まで	198.60	最大 7.20 最小 4.50

谷上東町4号線	神戸市北区谷上東町22番1地先から 神戸市北区谷上東町20番4地先まで	172.20	最大 8.00 最小 6.00
谷上東町5号線	神戸市北区谷上東町23番4地先から 神戸市北区谷上東町23番3地先まで	66.40	最大 15.00 最小 4.50
谷上東町6号線	神戸市北区谷上東町19番2地先から 神戸市北区谷上東町9番15地先まで	435.10	最大 8.00 最小 6.00
谷上東町7号線	神戸市北区谷上東町100番地先から 神戸市北区谷上東町32番8地先まで	139.90	6.00
谷上東町8号線	神戸市北区谷上東町18番6地先から 神戸市北区谷上東町71番地先まで	16.20	5.00
谷上東町9号線	神戸市北区谷上東町13番1地先から 神戸市北区谷上東町9番6地先まで	290.60	6.00
谷上東町10号線	神戸市北区谷上東町11番1地先から 神戸市北区谷上東町10番地先まで	79.60	4.50
谷上東町11号線	神戸市北区谷上東町39番から 神戸市北区谷上東町5番1地先まで	42.20	最大 9.50 最小 9.00
谷上東町12号線	神戸市北区谷上東町8番1地先から 神戸市北区谷上東町8番12地先まで	197.70	6.00
谷上東町13号線	神戸市北区谷上東町7番7地先から 神戸市北区谷上東町7番3地先まで	53.40	最大 14.00 最小 6.50
谷上東町14号線	神戸市北区谷上東町6番4地先から 神戸市北区谷上西町27番2地先まで	23.20	9.00
谷上東町15号線	神戸市北区谷上東町10番地先から 神戸市北区谷上東町1番地先まで	41.70	最大 5.20 最小 4.00
谷上東町16号線	神戸市北区谷上東町3番1地先から 神戸市北区谷上東町3番7地先まで	86.80	最大 6.00 最小 4.00
谷上西町1号線	神戸市北区谷上西町1番1地先から 神戸市北区谷上西町1番8地先まで	158.20	6.00
谷上西町2号線	神戸市北区谷上西町3番地先から 神戸市北区谷上西町8番9地先まで	400.30	最大 8.50 最小 4.00
谷上西町3号線	神戸市北区谷上西町7番5地先から 神戸市北区谷上西町8番1地先まで	47.70	6.00
谷上西町4号線	神戸市北区谷上西町5番1地先から 神戸市北区谷上西町6番3地先まで	205.90	6.00
谷上西町5号線	神戸市北区谷上西町26番5地先から 神戸市北区谷上西町24番1地先まで	225.00	最大 11.50 最小 6.00
谷上西町6号線	神戸市北区谷上西町26番2地先から 神戸市北区谷上西町25番1地先まで	50.00	6.00
谷上西町7号線	神戸市北区谷上西町12番1地先から 神戸市北区谷上西町15番6地先まで	269.00	6.00
谷上西町8号線	神戸市北区谷上西町28番から 神戸市北区谷上西町15番11地先まで	66.90	最大 7.50 最小 4.80
谷上西町9号線	神戸市北区谷上西町21番3地先から 神戸市北区谷上西町18番9地先まで	133.80	6.00
谷上西町10号線	神戸市北区谷上西町20番4地先から 神戸市北区谷上西町19番1地先まで	16.40	4.00
谷上西町11号線	神戸市北区谷上西町17番3地先から 神戸市北区谷上西町16番地先まで	39.10	最大 6.00 最小 4.50

神戸市告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、平成18年4月5日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路部管理課に備え置いて、平成18年4月18日まで一般の縦覧に供する。

平成18年4月4日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田立郎

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
県道	神戸三田線	神戸市北区谷上西町55番地先から 神戸市北区谷上南町13番1地先まで	新	1,849.70	最大 40.50 最小 18.00
			旧	1,814.50	最大 26.00 最小 6.20
	山田三田線	神戸市北区谷上西町18番8地先から 神戸市北区谷上西町19番2地先まで	新	173.00	最大 8.50 最小 6.00
			旧	173.00	最大 6.00 最小 4.00
市道	旧神戸三田線	神戸市北区谷上西町8番9地先から 神戸市北区谷上西町8番12地先まで	新	41.00	最大 40.00 最小 4.00
			旧	41.00	最大 4.00 最小 3.50
	上谷上唐櫃線2号	神戸市北区山田町上谷上字鍛冶屋ノ上10番4地先から 神戸市北区山田町上谷上字鍛冶屋ノ上10番4地先まで	新	23.00	最大 9.00 最小 6.50
			旧	23.00	最大 7.00 最小 6.50
	山田里67号線	神戸市北区山田町上谷上字上原14番1地先から 神戸市北区谷上南町13番2地先まで	新	79.10	最大 4.00 最少 1.20
			旧	79.10	最大 2.10 最小 1.00
	山田里74号線	神戸市北区谷上東町24番地先から 神戸市北区谷上東町23番3地先まで	新	96.30	最大 6.50 最小 3.20
			旧	96.30	最大 3.20 最小 1.10
	山田里101号線	神戸市北区山田町上谷上字坂口45番2地先から 神戸市北区谷上東町7番3地先まで	新	128.50	最大 6.50 最小 4.00
			旧	128.50	最大 6.50 最小 2.50
	山田里199号線	神戸市北区谷上西町53番地先から 神戸市北区谷上西町16番地先まで	新	42.80	最大 5.00 最小 4.00
			旧	42.80	最大 26.00 最少 6.20

神戸市告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条の規定による市道路線の認定及び廃止について（平成17年4月告示第21号）の一部を次のように改正し、平成17年4月12日から施行す

る。

平成18年4月4日

神戸市長 矢田 立郎

表谷上東町12号線の項中「谷上東町8番3地先」を「谷上東町8番1地先」に改める。

神戸市告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、平成18年4月5日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路部管理課に備え置いて、平成18年4月18日まで一般の縦覧に供する。

平成18年4月4日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	新旧 別	幅員 (メートル)
市道	友清8号線	神戸市西区櫛谷町友清字畑田東 248番2地先から 神戸市西区櫛谷町友清字畑田東 250番地先まで		80.40	新	最大 6.00 最小 4.50
					旧	1.00

神戸市告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、平成18年4月5日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路部管理課に備え置いて、平成18年4月18日まで一般の縦覧に供する。

平成18年4月4日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	新旧 別	幅員 (メートル)
市道	押部谷村37号線	神戸市西区押部谷町栄字北垣内 143番1地先から 神戸市西区押部谷町栄字北垣内 103番1地先まで		140.00	新	最大 7.00 最小 6.00
					旧	最大 4.80 最小 1.00

神戸市告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、平成18年4月5日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路部管理課に備え置いて、平成18年4月18日まで一般の縦覧に供する。

平成18年4月4日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	新旧別	幅員 (メートル)
市道	古郷第157号線	神戸市西区岩岡町古郷字白古瀬 1960番101地先から 神戸市西区岩岡町古郷字白古瀬 1960番99地先まで	48.60	新	最大 5.60 最小 4.60
				旧	最大 5.00 最小 4.00
市道	有瀬26号線	神戸市西区伊川谷町有瀬字下住尾 1638番1地先から 神戸市西区伊川谷町有瀬字下住尾 1638番14地先まで	15.80	新	5.60
				旧	5.00
市道	有瀬23号線	神戸市西区伊川谷町有瀬字皆竹 797番1地先から 神戸市西区伊川谷町有瀬字皆竹 797番1地先まで	73.20	新	最大 6.00 最小 5.30
				旧	最大 5.50 最小 4.80
市道	有瀬第8号線	神戸市西区伊川谷町有瀬字皆竹 797番1地先から 神戸市西区伊川谷町有瀬字皆竹 797番1地先まで	28.20	新	5.40
				旧	4.90
市道	二ツ屋第13号線	神戸市西区玉津町二ツ屋1丁目31 番1地先から 神戸市西区玉津町二ツ屋字帰参垣 内512番42地先まで	49.60	新	最大 9.10 最小 2.00
				旧	2.00
市道	潤和第6号線	神戸市西区伊川谷町潤和天王1396 番1地先から 神戸市西区伊川谷町潤和天王1395 番1地先まで	26.20	新	6.00
				旧	4.00
市道	伊川谷里738号線	神戸市西区伊川谷町潤和天王1396 番6地先から 神戸市西区伊川谷町潤和天王1398 番2地先まで	54.80	新	最大 6.00 最小 4.00
				旧	最大 2.00 最小 1.20
市道	今津第8号線	神戸市西区玉津町今津字鎌田197 番5地先から 神戸市西区玉津町今津字鎌田196 番13地先まで	51.70	新	最大 5.50 最小 5.40
				旧	最大 5.40 最小 2.80
市道	玉津村第9号線	神戸市西区玉津町出合字寺田327 番5地先から 神戸市西区玉津町出合字寺田327 番8地先まで	19.80	新	最大 4.10 最小 4.00
				旧	最大 4.00 最小 3.80
市道	高塚線	神戸市西区伊川谷町有瀬字狐谷 462番10地先から 神戸市西区伊川谷町有瀬字狐谷 462番5地先まで	54.00	新	最大 3.20 最小 2.60
				旧	最大 2.40 最小 1.20
市道	西河原第5号線	神戸市西区玉津町西河原字七反田 45番9地先から 神戸市西区玉津町西河原字七反田 45番9地先まで	39.10	新	4.10
				旧	3.90

市道	西河原第 6 号線	神戸市西区玉津町西河原字七反田 45番 9 地先から 神戸市西区玉津町西河原字七反田 45番 9 地先まで	14.00	新	3.90
				旧	3.70
市道	神出里511号線	神戸市西区神出町宝勢字坊主谷 521番48地先から 神戸市西区平野町西戸田字池ノ谷 742番164地先まで	98.40	新	最大 4.00 最小 2.50
				旧	1.00

神戸市告示第 9 号

神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年 3 月規則第117号）第 5 条第 3 項の規定により，平成18年 4 月 6 日(木)から同年 4 月 8 日(土)までの動物園の供用時間を午前 9 時から午後 9 時まで（午後 5 時から午後 6 時までを除く。）及び王子公園駐車場の供用時間を午前 9 時から午後 9 時までに変更する。

平成18年 4 月 4 日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市告示第10号

神戸市都市公園条例（昭和33年 3 月条例第54号）第15条並びに神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年 3 月規則第117号）第 8 条第 3 号及び第 9 条第 3 号の規定により，平成18年 4 月 6 日(木)から同年 4 月 8 日(土)まで（午後 6 時から午後 9 時までに限る。）の間は，動物園について同条例第 8 条第 1 項の許可を受けた者に係る使用料を免除する。

平成18年 4 月 4 日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市告示第11号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年 4 月条例第 3 号）第11条第 2 項（同条例第12条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し，及び保管したので，同条例第13条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成18年 4 月 4 日

神戸市長 矢 田 立 郎

- 1 自転車等の保管及び返還の場所，自転車等が置かれ，又は放置されていた場所，撤去し，及び保管した自転車等の台数，撤去し，及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
 - (1) 北保管所及び岡場保管所
 - ア 自転車等を撤去し，及び保管した日から起算して 7 日以内
 - (ア) 月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
 - (イ) 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
 - イ 自転車等を撤去し，及び保管した日から起算して 8 日以降
 - (ア) 火曜日 午後 3 時から午後 7 時まで

- (イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで
- (2) 月が丘保管所
- ア 自転車等を撤去し、及び保管した日から起算して7日以内
- (ア) 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
- (イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで
- イ 自転車等を撤去し、及び保管した日から起算して8日以降
- (ア) 水曜日 午後3時から午後7時まで
- (イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで
- (3) 前2号に掲げる自転車等の保管所以外の自転車等の保管所
- ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
- イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所	西神中央駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 33台	平成18年3月2日	西区玉津町今津字宮の西333番の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
		原動機付自転車 9台		
		自転車 12台	平成18年3月7日	
		原動機付自転車 4台		
		自転車 12台	平成18年3月9日	
		原動機付自転車 3台		
	自転車 17台	平成18年3月14日		
	原動機付自転車 6台			
	西神中央駅周辺長期放置	自転車 1台		
	西神中央駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 17台	平成18年3月15日	
		原動機付自転車 3台		

神戸市告示第12号

神戸港の臨港地区の分区の指定について（平成5年3月告示第364号）の一部を次のように改正する。

平成18年4月4日

神戸港港湾管理者 神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立 郎

表商港区の項中「駒ヶ林南町の一部」の次に「，東尻池新町の一部」を追加する。

公 告

神戸市公告第674号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により，神戸市小山特定土地区画整理組合が施行する神戸国際港都建設事業小山特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第7回）の認可をしたので，同条第4項の規定により次のとおり公告します。

平成18年3月17日

神戸市長 矢田 立郎

- 1 土地区画整理組合の名称
神戸市小山特定土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成5年2月19日から平成18年3月31日まで
- 3 施行地区
神戸市西区玉津町小山字竹ノ戸，字屋寺，字東オトシ，字イカリ，字川端，字走り田，字居屋敷，字犬山，字大山，字大畑及び字日輪寺の各一部並びに字小谷の全部並びに小山2丁目の一部
- 4 事務所の所在地
神戸市西区小山1丁目5番21号
- 5 設立認可の年月日
平成5年2月19日
- 6 事業施行期間の変更
平成5年2月19日から平成20年3月31日まで
- 7 事業計画の変更（第7回）の認可の年月日
平成18年3月17日

神戸市公告第675号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により，道路として指定したものは，次のとおりです。

平成18年3月17日

（特定行政庁）神戸市長 矢田 立郎

指定番号	指 定 年月日	道路の名称	道路の位置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成18年 度第10号	平成18年 3月10日	神戸国際港都建設道路 事業3.4.90号松風北線	神戸市須磨区松風町4 丁目及び5丁目	33.01	31.01

備考 道路の位置の詳細については，神戸市都市計画総局建築指導部建築安全課備付けの図面のとおり

神戸市公告第676号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので，同令第11条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により，次のとおり公告します。

平成18年3月17日

神戸市長 矢田 立郎

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
戸籍総合システムと住民基本台帳システムとの連携システム開発業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市企画調整局情報企画部情報化推進課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成18年2月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所
代表取締役 庄山 悦彦
上記代理人 平岡 秀樹
東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地
(契約締結窓口 神戸支店(神戸市中央区雲井通4丁目2番2号))
- 5 随意契約に係る契約金額
3,441万3,750円
- 6 契約の相手方を決定した手続
次項に規定する理由により第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 7 随意契約による理由
特殊な技術に係る特定役務の調達をする場合であって、当該調達の相手方が特定されているため。

神戸市公告第677号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条第4項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

平成18年3月20日

(特定行政庁)神戸市長 矢田 立郎

- 1 意見の聴取事項
建築基準法第9条第7項の規定に基づき行った命令に対する意見
命じた措置 当該建築物の使用禁止
建築物の表示 (1) 所 在 神戸市長田区宮丘町1丁目15-31
(2) 用 途 専用住宅
(3) 構 造 木造一部鉄筋コンクリート造地上2階地下1階建て
(4) 規 模 建築面積 約97㎡
延べ面積 約227㎡
- 2 日時
平成18年3月23日(木)午後3時
- 3 場所
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所都市計画総局建築指導部会議室(2号館1階)

神戸市公告第678号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第11条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

平成18年3月20日

神戸市長 矢田 立郎

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
介護保険システム（汎用コンピュータ分）の改修業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市保健福祉局高齢福祉部介護保険課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成18年1月15日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所
執行役社長 庄山 悦彦
上記代理人 平岡 秀樹
東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
（契約締結窓口 神戸支店（神戸市中央区雲井通四丁目2番2号））
- 5 随意契約に係る契約金額
181,807,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 7 随意契約による理由
既に契約を締結した特定役務（以下「既契約特定役務」という。）につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。

神戸市公告第691号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市都市計画総局建築指導部建築調整課において、関係人の縦覧に供します。

平成18年3月23日

神戸市長 矢田 立郎

- 1 建築協定の名称
神戸北町桂木4丁目地区建築協定
- 2 申請者の住所及び氏名
大阪府中央区久太郎町4丁目1番3号
伊藤忠神戸北町株式会社 代表取締役 鹿園能史
- 3 協定区域の位置及び面積
神戸市北区桂木4丁目1，2-1，2-2，2-3の各一部

36,911.09平方メートル(217区画)

4 建築協定の概要

- (1) 神戸北町桂木4丁目地区建築協定区域図(以下「区域図」という。)に表示する戸建専用住宅地区の区域内においては、専用住宅以外の建築物は建築してはならない。ただし、建築基準法施行令第130条の3第6号(学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設)又は第7号(出力の合計が0.75キロワット以下の原動機を使用する美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房)に該当する兼用住宅で、協定運営委員会(以下「委員会」という。)が隣接建築物及び周辺住宅地の環境に支障がないと認めたものは、この限りでない。
- (2) 区域図に表示する戸建一般住宅地区の区域内においては、寄宿舍及び下宿は建築してはならない。
- (3) 区域図に表示する戸建専用住宅地区の区域内においては、隣地境界線(道路に接する境界線を除く。以下同じ。)から建築物の外壁及びこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は1メートルとする。ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - ① 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの。
 - ② 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの。
 - ③ 建築面積に算入されない出窓。
- (4) 建築物の敷地の地盤面の標高は、当該敷地の造成工事竣工時における現況地盤面の高さを超えてはならない。ただし、委員会が認めたものは、この限りでない。
- (5) 門扉は、内開き、引き違い等の構造とし、外開きの場合は開放時に敷地境界線を越えてはならない。
- (6) 歩道に接する宅地については、歩道に面して車庫等車両の出入口を設けてはならない。
- (7) 敷地境界内といえども既設擁壁の天端から敷地境界方向へ建築物、工作物等の張り出し又は延長を設けてはならない。ただし、委員会が認めたものは、この限りでない。
- (8) 官民境界(道路との境界をいう。以下同じ。)に面する塀については、生け垣又は生け垣併用とし、化粧仕上げなしの空洞コンクリートブロック塀は築造しないものとする。
- (9) 敷地内の空地部分には樹木等を植樹し、緑化に努めるものとする。
- (10) テレビアンテナの設置は、しないものとする。
- (11) 看板、広告塔、装飾塔その他これらに類するものを設置してはならない。

ただし、委員会が必要最小限度の大きさで、かつ、隣接建築物及び周辺住宅地の環境に支障がないと認めたものは、この限りでない。
- (12) 公共公益上必要な建築物及び工作物については、(1)から(11)までの規定を適用しないものとする。

5 違反があった場合の措置

- (1) 本協定に違反した者があった場合、委員会は委員会の決定に基づき当該違反者に対して、工事施工の停止を請求し、かつ、文書をもって相当の猶予期間をつけて当該違反行為を是正するための必要な措置をとることを請求するものとする。
- (2) 前項の請求があった場合には、当該違反者は遅滞なく、これに従わなければならない。

6 協定の有効期間

- (1) 本協定の有効期間は神戸市長の認可のあった日から起算して10年間とする。
- (2) 本協定の違反者の措置に関しては、本協定は期間終了後も尚効力を有する。

7 縦覧期間

平成18年3月23日から平成18年4月19日まで

神戸市公告第692号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第11条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

平成18年3月23日

神戸市長 矢田 立郎

- 1 随意契約に係る物品の名称及び調達の種類
日立機械等借上げその2
- 2 数量
一式
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市行財政局財政部経理課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 4 随意契約の相手方を決定した日
平成17年11月1日
- 5 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 神戸支店
支店長 平岡 秀樹
神戸市中央区雲井通4丁目2番2号
- 6 随意契約に係る契約金額
1億4,866万1,100円
- 7 契約の相手方を決定した手続
次項に規定する理由により、第5項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 8 随意契約による理由
特殊な技術にかかる物品等の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているため。
また、既に調達をした物品（以下「既調達物品」という。）につき、既調達物品に接続して使用する物品の調達をする場合であって、既調達物品の調達の相手方以外の者から調達したならば既調達物品の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。

神戸市公告第693号

ポートアイランドの区域の保管施設，荷捌き施設，加工場，梱包場，検査場，運送事業にかかる施設他（それら施設に付帯する事務所等の施設を含む）敷地の譲受人を次のとおり公募します。

平成18年3月23日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

- 1 分譲に係る土地の場所
神戸市中央区港島6丁目2番1の一部
- 2 分譲に係る土地の面積
1区画 約6,600平方メートル
- 3 公募期間
平成18年3月31日(金)から4月6日(木)まで

4 譲受人の決定

譲受人は、別途配布する申込書の内容にもとづき、選考のうえ、追って申込者に通知する。

5 公募期間後の措置

当該公募期間中に譲受けの申込みがなかった場合（ただし、区画を分割した後の残区画も含む）については、期間終了後（ただし、1年間）いずれの場合も譲受人は、別途書類選考のうえ、決定するものとします。

6 分譲条件

1平方メートル当たり 94,000円

7 応募資格

公募のしおりを参照のこと。

8 公募のしおり及び申込用紙の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成18年3月24日(金)から随時

(2) 配布場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎1号館23階

神戸市みなと総局振興部企業誘致課

9 申込みの受付場所及び問い合わせ先

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎1号館23階

神戸市みなと総局振興部企業誘致課

電話(078)322-5671(直通)

神戸市公告第1号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成18年4月4日

神戸市長 矢田 立郎

1 入札に付する事項

(1) 特定役務の名称

神戸市中央卸売市場本場清掃業務

(2) 履行場所

東側施設 神戸市兵庫区中之島1丁目1番地

西側施設 神戸市兵庫区中之島2丁目1番地

(3) 履行期間

平成18年10月1日から平成20年3月31日まで

(4) 業務の概要

入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

2 入札に参加する者に必要な資格

第3号から第5号に掲げる入札参加資格は、審査の申請の受付期間の最終日までに満たすことが必要であり、第4号及び第5号に掲げる入札参加資格については、申請の受付期間の

最終日から引き続き入札の日まで継続して満たしていることが必要です。

- (1) 平成18年度及び平成19年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から入札の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 直近の事業年度における売上額が2億円以上であること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業の区分に従い、この契約を履行することとなる営業所が同条の登録を受けていること。
- (5) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

3 特定調達契約に関する事務を担当する部局

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650 8570）

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078 322 5159）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

5 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から平成18年4月17日(月)まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650 8570）

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078 322 5159）

(3) 交付方法

無料交付

6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 提出期間

公告の日の翌日から平成18年4月18日(火)まで（神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650 8570）

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078 322 5159）

7 契約条項を示す場所及び入札に必要な書類を示す場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650 8570）

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078 322 5159）

8 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

(1) 提出期限

平成18年 5月23日(火)午前10時まで(郵便による入札については、同月22日(月)午後 5 時まで)に次号に掲げる提出場所に必着のこと。)

(2) 提出場所

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号(郵便番号 650 8570)

神戸市役所本庁舎 3 号館 3 階

神戸市行財政局財政部経理課(電話番号 078 322 5159)

(3) 提出方法

持参し、又は郵送すること。

9 開札の日時及び場所

平成18年 5月23日(火)午前10時30分から

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

神戸市役所本庁舎 3 号館地下 1 階入札室

10 入札保証金

規則第 7 条第 2 号の規定により免除します。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札書中必要な文字を欠き、又は判読できないとき。

(3) 入札書に記名及び押印がないとき。

(4) 一の入札に対して 2 通以上の入札書を提出したとき。

(5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

(6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(7) 入札者の資格のない者が入札したとき。

(8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。

(9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により記入したとき。

(10) 文字、数字等を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

(11) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札(該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。)は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(商法第211条の2第1項及び同条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

① 親会社(商法第211条の2第1項及び同条第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更正会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

① 一方の会社の代表権を有する者(個人商店の場合は代表者。以下同じ。)が他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

② 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(12) 前各号に掲げるもののほか、入札説明書において特に指定した事項に違反したとき。

12 落札者の決定の方法

落札者の決定は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、規則第10条の規定により定めた予定価格の105分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

13 特定調達契約の手續において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 その他

(1) 産業廃棄物処分業に係る許可の取得

本件調達は、履行期間の始期までに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第6項の規定による許可を受けていることを条件とします。

(2) 入札に参加する者に必要な資格を有すると認定されていない者の参加

第2項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者も当該入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書及び資料を提出することができますが、当該入札に参加するためには、開札の日時までに入札に参加する者に必要な資格を有すると認定され、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格を有しなければなりません。

15 Summary

(1) Contract Content : Cleaning Service of Central Wholesale Market.

(2) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 5:00 P.M. April 18 ,2006 .

(3) Deadline for submitting bids : 10:00 A.M. May 23 ,2006 .

(4) Applicants can obtain bid application forms at the Contracts Division, Finance Department, Administration and Finance Bureau, Kobe City Hall ,6 5 1 ,Kano cho, Chuo ku, Kobe 650 8570 ,Japan.

TEL 078 322 5159

神戸市公告第2号

当該開発区域（工区）の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成18年4月4日

神戸市長 矢田 立郎

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市北区桂木4丁目1, 2-1, 2-2, 2-3, 3-2（1-1工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府中央区久太郎町4丁目1番3号

伊藤忠商事株式会社

代表取締役 岡藤 正広

大阪府中央区久太郎町4丁目1番3号

伊藤忠神戸北町株式会社

代表取締役 鹿園 能史

東京都江東区豊洲3丁目3番3号

財団法人民間都市開発推進機構

理事長 伴 襄

3 許可番号

平成17年4月15日 第5475号

(変更許可 平成18年1月24日 第924号)

神戸市公告第3号

当該開発区域(工区)の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成18年4月4日

神戸市長 矢田 立郎

1 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

神戸市西区平野町向井字東谷666番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市西区平野町向井39番地

松村 直樹

神戸市西区糺台3丁目12番地の10

東 聡子

3 許可番号

平成18年3月1日 第5575号

神戸市公告第4号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により兵庫県知事から次の都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る事業地を表示する図面及び設計の概要を表示する図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により当該図書の写しを神戸市中央区加納町6丁目5番1号神戸市都市計画総局計画部計画課において公衆の縦覧に供します。

平成18年4月4日

神戸市長 矢田 立郎

1 中央幹線

須磨多聞線

(1) 施行者の名称

神戸市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

3.1.2号 中央幹線

3.3.32号 須磨多聞線

(3) 事業施行期間

平成7年3月31日から平成23年3月31日まで

(4) 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

なし

2 山手幹線

- (1) 施行者の名称
神戸市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.3.13号 山手幹線
- (3) 事業施行期間
平成7年8月1日から平成22年3月31日まで
- (4) 事業地
 - ア 収用の部分
変更なし
 - イ 使用の部分
なし

3 山手幹線

- (1) 施行者の名称
神戸市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.3.13号 山手幹線
- (3) 事業施行期間
平成7年9月29日から平成21年3月31日まで
- (4) 事業地
 - ア 収用の部分
変更なし
 - イ 使用の部分
なし

4 須磨多聞線

塩屋多井畑線

- (1) 施行者の名称
神戸市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.3.32号 須磨多聞線
3.4.12号 塩屋多井畑線
- (3) 事業施行期間
昭和63年8月23日から平成23年3月31日まで
- (4) 事業地
 - ア 収用の部分
変更なし
 - イ 使用の部分
なし

5 垂水妙法寺線

- (1) 施行者の名称
神戸市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業
3.4.10号 垂水妙法寺線

- (3) 事業施行期間
昭和63年8月23日から平成19年3月31日まで
- (4) 事業地
- ア 収用の部分
変更なし
 - イ 使用の部分
なし

6 垂水妙法寺線

- (1) 施行者の名称
神戸市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.4.10号 垂水妙法寺線
- (3) 事業施行期間
平成8年1月19日から平成21年3月31日まで
- (4) 事業地
- ア 収用の部分
変更なし
 - イ 使用の部分
なし

7 塩屋舞子線

- (1) 施行者の名称
神戸市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.4.11号 塩屋舞子線
- (3) 事業施行期間
昭和47年6月6日から平成24年3月31日まで
- (4) 事業地
- ア 収用の部分
変更なし
 - イ 使用の部分
なし

8 房王寺線

山手幹線

- (1) 施行者の名称
神戸市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.4.26号 房王寺線
3.2.1号 山手幹線
- (3) 事業施行期間
昭和48年6月15日から平成21年3月31日まで

(4) 事業地

- ア 収用の部分
変更なし
- イ 使用の部分
なし

消 防 局**神戸市消防公告第3号**

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の4第1項の規定により下記の防火対象物に対し措置命令を行った旨を公告します。

平成18年3月22日

神戸市消防長 平 井 健 二

- 1 防火対象物の名称及び所在地
サンハイツ
神戸市兵庫区石井町8丁目1番4号
- 2 命令を受けた者の住所及び氏名（順不同）
神戸市兵庫区石井町8丁目1番4号サンハイツ4階
田久保 知展
神戸市長田区山下町4丁目1番10号
田村 晉也
神戸市兵庫区石井町4丁目2番16号
永田 研一
神戸市兵庫区石井町8丁目1番4号サンハイツ3階
山下 徹
- 3 命令の内容
平成18年5月31日までに消防法令で定める技術上の基準に従って当該対象物の全体に自動火災報知設備を設置すること。
- 4 命令を行った日
平成18年2月28日

人 事 委 員 会

昇任の選考に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月20日

神戸市人事委員会
委員長 細 目 正 璋

神戸市人事委員会規則第14号

昇任の選考に関する規則の一部を改正する規則

昇任の選考に関する規則（昭和35年4月人委規則第2号）の一部を次のように改正する。
 付表（別表第1）番号1の項中「19機関士」の次に「20言語聴覚士」を加える。
 同表番号2市長の事務部局生活文化観光局消費生活課の項を次のように改める。

市民参画 推進局	消費生活課	主査（ただし、人事委員会の指定する職務内容のもの）
-------------	-------	---------------------------

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

人事委員会の権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月20日

神戸市人事委員会
委員長 細目正璋

神戸市人事委員会規則第15号

人事委員会の権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則

人事委員会の権限の一部を委任する規則（昭和29年8月人委規則第7号）の一部を次のように改正する。

表の神戸市教育委員会の項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- 2 総括班長の職へ昇任させる場合における規則第18条各号に掲げる事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

監 査 委 員

監査公表第1号

平成18年4月4日

神戸市監査委員 近 谷 衛 一
 同 横 山 道 弘
 同 吉 田 基 毅
 同 米 田 和 哲

監 査 公 表

地方自治法第199条第4項、第5項及び第7項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定により、下記の内容について **別紙** のとおりその結果に関する報告を公表します。

記

平成17年度工事定期監査及び出資団体工事監査⁽²⁾

行財政局・産業振興局・建設局・都市計画総局・教育委員会事務局・
 財団法人神戸市公園緑化協会・財団法人神戸市都市整備公社

.....監査報告第14号

平成17年度随時監査⁽¹⁾

産業振興局・建設局・都市計画総局監査報告第15号

平成17年度財政援助団体等監査⁽¹⁾

財団法人こうべ市民福祉振興協会	監査報告第16号
財団法人神戸市公園緑化協会	監査報告第17号
財団法人神戸港埠頭公社	監査報告第18号

監査公表第2号

平成18年4月4日

神戸市監査委員	近 谷 衛 一
同	横 山 道 弘
同	吉 田 基 毅
同	米 田 和 哲

監 査 公 表

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長等から監査結果に基づき又は参考として講じた措置等について通知があったので、前項の規定により、下記の内容について **別紙** のとおり公表します。

記

平成17年度財務定期監査	事業所等
平成17年度工事定期監査	保健福祉局・環境局・都市計画総局・水道局
平成16年度財務定期監査	事業所等